④　デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、割引現在価値を時価としております。

（注２）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：円）

| | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 投資有価証券＊１ | 139,850,556 |
| 関係会社株式＊１ | 43,046,266,782 |
| 融資契約承諾済融資未実行額＊２ | 0 |

＊１　これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

＊２　融資契約承諾済融資未実行額については、融資対象である途上国における開発事業等の執行の態様が極めて多様であること等から、将来の融資実行に関する合理的な見積りが困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

（退職給付関係）

１．退職給付債務及びその内訳

（単位：円）

| | 平成26年度末 |
|---|---|
| (1)　退職給付債務 | △ 11,074,620,367 |
| (2)　年金資産 | 3,743,728,949 |
| (3)　未積立退職給付債務(1)＋(2) | △ 7,330,891,418 |
| (4)　未認識数理計算上の差異 | 0 |
| (5)　未認識過去勤務債務（債務の減額） | 0 |
| (6)　貸借対照表計上額純額(3)＋(4)＋(5) | △ 7,330,891,418 |
| (7)　前払年金費用 | 0 |
| (8)　退職給付引当金(6)－(7) | △ 7,330,891,418 |

（注１）　当機構の厚生年金基金の代行部分について、平成26年３月１日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

当年度末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は1,739,210,451円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払いが当年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（会計制度委員会報告第13号　平成11年９月14日）第44―２項を適用した場合に生じる利益の見込額は3,029,493,522円であります。

（注２）　年金資産は代行返上に伴い、国に対して前納した金額1,622,924,390円を含んでおります。

２．退職給付費用の内訳

（単位：円）

| | 平成26年度下半期 |
|---|---|
| (1)　勤務費用 | 156,450,161 |
| (2)　利息費用 | 68,706,869 |
| (3)　期待運用収益 | 0 |
| (4)　過去勤務債務の費用処理額 | △ 1,028,597,828 |
| (5)　数理計算上の差異の費用処理額 | 301,564,239 |
| (6)　その他（厚生年金基金加入者掛金） | △ 10,569,172 |

３．退職給付債務などの計算基礎

| | | 平成26年度下半期 |
|---|---|---|
| (1)　割引率 | 厚生年金基金 | 1.40％ |
| | 退職一時金 | 0.74％ |
| (2)　期待運用収益率 | | 0.0％ |
| (3)　退職給付見込額の期間配分方法 | | 期間定額基準 |
| (4)　数理計算上の差異の処理年数 | | １年 |
| (5)　過去勤務債務の処理年数 | | １年 |

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料は次のとおりであります。

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　161,903円

貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　0円

（資産除去債務関係）

当機構は、本部ビルについて建物賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間には契約期間を用い５年間、割引率は0.529％を採用しております。

前年度末において資産除去債務に計上した金額は70,251,729円であり、当年度末における資産除去債務残高は、上記金額70,251,729円と時の経過による資産除去債務の調整額122,421円の合計70,374,150円であります。

（持分法損益等）

当機構には特定関連会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんが、関連会社に係る持分法損益等は次のとおりであります。

関連会社に対する投資の金額　43,046,266,782円

持分法を適用した場合の投資の金額　57,344,816,592円

持分法を適用した場合の投資利益の金額　18,343,167,079円

（重要な債務負担行為）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

当機構の厚生年金基金の代行部分について、平成27年４月１日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。これに伴い、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44―２項に基づき、代行部分過去分返上認可の日において、代行部分に係る退職給付債務の消滅及びこれに伴う損益を認識しております。当該損益は平成27年度決算において、3,029,493,522円を代行返上益として計上する予定であります。